

連合北海道札幌地区連合会／さっぽろ 労働相談センター
札幌圏雇用センサス 2013年2月の相談状況

「今、目前の労務管理を適正に行うことが事業発展へのカギ！」

1. 労働相談の概況について

- (1) 相談件数について 参照資料-1 「2013年1～2月 月別労働相談処理状況」
参照資料-2 「2013年 雇用形態別 相談者数 月別集計」
「2013年 雇用形態別 相談件数 月別集計」

相談者数は76人、相談件数は136件となりました。対昨年同月比では+18人・+52件となりました。一人当たりの相談件数では1.79件となり昨年同月を0.34ポイント上回っています。対前月比では+39人・+78件と増え一人当たりの件数も+0.22ポイントとなりました。

【相談者数・相談件数・一人当たり相談項目数の比較】

年 項目	相談者 (人)	相談件数 (件)	一人当たり相談件数 (件)
2013年 2月	76人	136件	1.79件
2013年 1月	37人	58件	1.57件
2012年 2月	58人	84件	1.45件

(2) 雇用形態別相談者数及び件数について

- 参照資料-2 「2013年 雇用形態別 相談者数 月別集計」
「2013年 雇用形態別 相談件数 月別集計」
参照資料-3 「2013年2月 相談件数 (雇用形態別・相談項目別)」

相談者数76人の内訳は、社員31、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)42人、不明3人となっており、男女比では男性40人・女性36人となっています。

相談件数の内訳では、社員64件、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)69件、不明3件となっています。男女比では男性68件、女性68件となっています。

【雇用形態別 相談者数 (人)】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	25	5	0	5	0	1	1	3	40
女	6	2	20	3	0	0	5	0	36
計	31	7	20	8	0	1	6	3	76

【雇用形態別 相談件数 (各上段) と一人当たり相談件数 (各下段)】

	社員	契約	パート	臨時	嘱託	季節	派遣	不明	合計
男	48	7	0	7	0	2	1	3	68
	1.92	1.40	0	1.40	0	2.00	1.00	1.00	1.70
女	16	3	33	6	0	0	10	0	68
	2.67	1.50	1.65	2.00	0	0	2.00	0	1.89
計	64	10	33	13	0	2	11	3	136
	2.06	1.43	1.65	1.63	0	2.00	1.83	1.00	1.79

一人当たりの件数では、社員2.06件、期限付雇用契約者(契約・パートタイマー・臨時・嘱託・季節・派遣)1.64件となっています。男女比では男性1.70件、女性1.89件となっています。

相談者数・相談件数ともに男性・女性がほぼ同数となりましたが、雇用形態別では男性・正社員、女性・パートタイマーという構図になっています。人数・件数ともにトップとなっている社員の相談状況は一人当たり2.06件と高数値であり女性正社員は2.67件となっています。

- (3) 業種別相談状況について 参照資料-4 「2013年 業種別 相談者数 月別集計」
 「2013年 業種別 相談件数 月別集計」
 参照資料-5 「2013年2月 相談件数 (業種別、相談項目別)」

業種別相談状況による相談者数と相談件数の分布は次の通りです。

「卸・小売業・飲食店」	15人 (相談件数24件	1.60件/一人)
「その他サービス業」	13人 (同23件	1.77件/一人)
「ビル管理業」	7人 (同9件	1.29件/一人)
「陸運・倉庫業」	6人 (同14件	2.33件/一人)
「製造業」	5人 (同14件	2.80件/一人)
「医療・福祉・医薬品業」	4人 (同5件	1.25件/一人)
「交通業」	3人 (同7件	2.33件/一人)
「通信・報道・IT業」	3人 (同6件	2.00件/一人)
「建設・設計・重機業」	3人 (同5件	1.67件/一人)
「教育・学校」	3人 (同4件	1.33件/一人)
「商品斡旋・リース業」	2人 (同8件	4.00件/一人)
「金融保険・不動産業」	2人 (同4件	2.00件/一人)
「会計行政法律事務所」	1人 (同1件	1.00件/一人)
「公務・公共サービス」	1人 (同1件	1.00件/一人)
「分類不能」	8人 (同11件	1.38件/一人)
「農林漁業・協同組合」	0人 (同0件	0.00件/一人)
「食品加工業」	0人 (同0件	0.00件/一人)
「鉱業」	0人 (同0件	0.00件/一人)
「エネルギー・水道業」	0人 (同0件	0.00件/一人)
「労働者派遣業」	0人 (同0件	0.00件/一人)

相談者数及び相談件数共に、「卸・小売業・飲食店」と「その他サービス業」が突出しています。

1人あたり相談件数・内容から見た場合、「製造業」「陸運・倉庫業」及び「交通業」からの相談に長時間労働・賃金未払い・解雇問題等を一人の相談者が抱えているという状況がうかがわれます。

- (4) 相談内容について

- 参照資料-3 「2013年2月 相談件数 (雇用形態別・相談項目別)」
 参照資料-6 「2013年 主相談項目別 相談者数 月別集計」
 参照資料-7 「2013年 相談項目別 相談件数 月別集計」

相談者数及び相談件数共に、賃金関係、雇用関係、労働時間関係、その他(経営問題・労務管理)及び労働契約関係が高い数値を示しています。高い数値の項目のそれぞれの内訳を検証すると、賃金関係では賃金未払い・不払い残業、雇用関係では解雇・退職強要、労働時間関係では年次有給休暇・週40時間・長時間労働、その他では経営問題・労務管理そして労働契約関係では就業規則関係が主たる相談内容となっています。

① 相談内容の相談者数と相談件数の分布は以下の通りです。

賃金関係	18人	29件	(賃金未払い・不払残業)
雇用関係	18人	25件	(解雇退職強)
労働時間関係	15人	22件	(年次有給休暇)
その他	7人	15件	(経営問題・労務管理)
労働契約関係	5人	13件	(就業規則関係)
安全衛生	3人	9件	
差別等	3人	8件	
保険・税関係	3人	7件	
退職関係	3人	6件	
労働組合関係	1人	2件	
合 計	76人	136件	

② 相談内容と雇用形態の内容を検証すると下表のように分布しています。

雇用形態 相談内容 別相談件数	社員		契約		パート		臨時		嘱託		季節		派遣		不明		合計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
労働組合関係	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
労働契約関係	1	1	1	0	0	5	1	1	0	0	0	0	0	3	0	0	3	10	
賃金関係	16	2	2	0	0	5	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	20	9	
労働時間関係	5	3	1	0	0	8	1	1	0	0	0	0	1	1	1	0	9	13	
雇用関係	12	2	1	1	0	5	0	1	0	0	2	0	0	1	0	0	15	10	
退職関係	1	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	5	
保険・税関係	1	1	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	4	
安全衛生	5	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3	
差別等	3	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	5	
その他 (経営問題・労務管理)	4	2	1	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	8	7	
合 計	48	16	7	3	0	33	7	6	0	0	2	0	1	10	3	0	68	68	
	64		10		33		13		0		2		11		3		136		

(5) 違法件数について 参照資料-8 2013年 相談項目別 違法件数 月別集計
参照資料-9 2013年 相談項目別 違法率 月別集計

76人から寄せられた136件の相談中、違法と判断される項目は66件となっています。48.5%が違法という状況です。違法とされる66件の内訳は次の通りです。

【項目別違法件数の分布】

項 目	違法件数	違法率	全相談件数
労働組合関係	0件	0.00%	2件
労働契約関係	8件	61.5%	13件
賃金関係	19件	65.5%	29件
労働時間関係	12件	54.5%	22件
雇用関係	10件	40.0%	25件
退職関係	2件	33.3%	6件
保険・税関係	3件	42.9%	7件
安全衛生	4件	44.4%	9件
差別等	4件	50.0%	8件

その他（経営問題・労務管理）	4件	26.7%	15件
総 数	66件	48.5%	136件

賃金関係に関する相談では、月例賃金・不払い残業・割増賃金に関する未払いの内容が主であり正社員からの相談が主となっています。雇用関係では、退職強要・解雇・事業精算に関するものを主としておりこれも正社員からの相談が主となっています。

労働時間に関する相談では年次有給休暇の相談が主となっており、正社員とパートタイマーからの相談がほぼ同数となっています。

労働契約関係の相談では、就業規則に関する相談が多く、内容不整備や全く整備されていないなどの相談が主となっております。

2. 2月の雇用情勢について

相談者数及び相談件数は前月及び昨年同月比に比して相当数増雇用形態では正社員とパートタイマーに集中する傾向が見られます。男女比では人数・件数ともにほぼ同数の状況となりました。

相談内容では賃金関係（月例賃金未払い及び不払い残業）、雇用関係（解雇・退職強要）及び労働時間関係（年次有給休暇）に相談が集中し、相談業種では「卸・小売業・飲食店」、「その他サービス業」に多く集中しています。ただ、「陸運・倉庫業」「製造業」「交通業」及び「通信・報道・IT業」では一人あたりの件数に高い状況が出ています。

月例賃金不払いや残業不払いではトラブルが2類型化しており、事業者と労働者間の支払に関するトラブルと労働時間制度によるものがあります。前者の場合は、労働時間や契約時賃金の相互不確認によるものであり、後者の場合は変形労働時間や出来高制給与支払いなど就業規則に係わるものです。

業種では「卸・小売業・飲食店」、「陸運・倉庫業」及び「交通業」に多く見られます。

雇用関係では、ちょっとした意見の食い違いや労働者の所作が気に入らない等の私的理由で解雇する事例がみられ、「卸・小売業・飲食店」及び「その他サービス業」からの相談に集中しています。

労働時間関係（年次有給休暇）の相談では、正社員・パートタイマーから多く相談が寄せられているものの、ほぼ全雇用形態から寄せられています。内容は全て事業者の知識不足が原因であり、特別な事情が無い限りは取得させないということが常識である、との考え方を当該事業者が持っていることが共通しています。

事業者の労務管理に関する基本的知識が欠落しており、また論理的判断より感情的嗜好を優先することが、職場にトラブルを生じさせている状況にある、といっても過言ではありません。相談状況からみれば、かぎりにおいては、「卸・小売業・飲食店」、「その他サービス業」、「陸運・倉庫業」及び「交通業」の労務管理には法律改正への対応以前に人材育成の面で改善すべきところが必要といえます。

日常の労務管理を適正に遂行できない事業者が、厳しい経済環境を乗り切れるわけもなく、ましてや事業所閉鎖・倒産等に対して適切な対応ができる筈がありません。

目の前の労務管理を適切に行うことが、事業発展につながります。

以上